

金沢美術工芸大学自己点検・評価実施運営会議設置要綱

平成 22 年 4 月 1 日

要綱第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、金沢美術工芸大学（以下「本学」という。）の教育研究の向上及び活性化を図り、その目的及び社会的責任を果たすため、金沢美術工芸大学における点検・評価実施要綱（平成 22 年要綱第 3 号）第 3 条第 2 項に基づき、自己点検・評価実施運営会議（以下「会議」という。）の任務及び組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第 2 条 会議は、教育研究活動等についての点検評価に関し、次に掲げる事項を調査・審議し、その実施に当たる。

- (1) 点検評価の実施項目の決定
- (2) 点検の実施、点検結果の聴取
- (3) 評価の実施
- (4) 経営審議会及び教育研究審議会への報告、報告書の作成
- (5) 改善計画の聴取
- (6) その他点検評価に必要な事項の調査・審議

(組織)

第 3 条 会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 教育研究審議会委員で自己点検・評価を担当する委員及び教育研究審議会委員の中から理事長が指名する者（以下「第 1 号構成員」という。） 4 人以内
- (2) 教員の中から教授会の議を経て理事長が指名する者（以下「第 2 号構成員」という。） 12 人以内
- (3) 事務局長

2 前各号に掲げる構成員は、理事長が任命する。

(点検評価実施班)

第 4 条 点検評価を実施するに当たっては、会議に点検評価の実施項目を区分けして分担する教育、研究及び運営の 3 班（以下「実施班」という。）を置く。

- 2 実施班は、それぞれ第 1 号構成員 4 人以内と第 2 号構成員 6 人以内で構成し、第 1 号構成員をもって実施班を統括する主査に充てる。
- 3 実施班が分担する点検評価の実施項目については、会議で決定する。

(任期)

第 5 条 構成員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。ただし、構成員が欠けた場合に補充する構成員の任期については、前任者の残任期間とする。

(会議の長)

第 6 条 会議に長を置き、自己点検・評価を担当する教育研究審議会委員をもって充てる。

2 会議の長は、必要に応じて会議を招集することができる。

(意見の聴取)

第 7 条 会議において必要と認めるときは、第 3 条の構成員以外の者の出席を求めて、その意見を聴くことができる。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。